

福岡市公報

令和 7 年 7 月 14 日 第 7161 号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	次	ページ
○福岡広域都市計画公園の変更 (第175号).....	1	1
公 告		
○開発行為に関する工事の完了 (第230号).....	2	2
○指定管理者の公募 (第231号).....	2	2
○指定管理者の公募 (第232号).....	5	5
博 多 区		
○住民票の消除 (告示第 8 号)	8	8
南 区		
○住民票の消除 (告示第 2 号)	9	9

告 示

福岡市告示第175号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画を次のように変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、その図書を次の場所においてこの告示の日から公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 14 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 変更した都市計画の種類及び名称

福岡広域都市計画公園 2・2・252号下臼井老松公園及び 6・4・4号早良運動公園

2 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所 (住宅都市みどり局都市計画部都市計画課)

公 告

福岡市公告第230号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 14 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市城南区梅林一丁目482番 6、482番11、482番35、482番37、482番40、483番 1、486番 1 及び486番 2 の各一部、486番 5、488番 2、488番 4、489番 2、489番57並びに489番63

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

朝倉市一木1148番地の 1

株式会社 ドラッグストアモリ

福岡市公告第231号

福岡市市民リフレッシュ農園条例（以下「条例」という。）第19条第 1 項本文の規定に基づき、福岡市市民リフレッシュ農園について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市市民リフレッシュ農園条例施行規則（以下「規則」という。）第16条の規定により次のように公告する。

令和 7 年 7 月 14 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
今津リフレッシュ農園	福岡市西区今津
立花寺緑地リフレッシュ農園	福岡市博多区立花寺

2 指定の予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月 31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第 2 条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 条例第 4 条の 2 に規定する行為の制限に関する業務
- (3) 条例第 7 条に規定する利用の許可（体験農園、売店及びその他の施設に係るものを除く。）に関する業務
- (4) 条例第 9 条に規定する利用の制限に関する業務

- (5) 条例第10条第 1 項及び第 2 項に規定する使用料（体験農園、売店及びその他の施設に係るものを除く。次号において同じ。）の徴収に関する業務
- (6) 条例第12条に規定する使用料の減免に関する業務
- (7) 農園の施設、付属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 利用時間

午前 7 時から午後 7 時まで（4 月 1 日から 9 月 30 日まで）

午前 8 時から午後 6 時まで（10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）

ただし、提案内容により、利用時間を延長することがある。

(2) 休園日

条例第 4 条及び規則第 2 条第 2 項に定める休園日。ただし、提案内容により、休園日を変更することがある。

(3) 使用料の徴収

条例第10条第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに規則第10条第 1 項に定める額を徴収すること。

(4) 使用料の納入の手續

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休園日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休園日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 使用料の減免の基準及び手續

条例第12条及び規則第13条に定める基準及び手續によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第 2 項において準用する同条第 1 項に定めるところによること。

(7) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第 4 条の 2 及び第 9 条に定める要件によること。

(8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

今津リフレッシュ農園 令和 8 年度 59,808 千円

立花寺緑地リフレッシュ農園 令和 8 年度 29,966 千円

（議会の議決により額が変動する場合がある。）

(9) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

- ア 施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であること。
- イ 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であること。
- ウ 施設の効用を十分発揮できる団体であること。
- エ 提案内容に見合った無理のない収支計画であり、かつ効率的な管理運営ができる団体であること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表とする共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 募集要項等公表の日から候補者決定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者
- (3) 募集要項等公表の日から候補者決定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当する者
- (4) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市町村税に係る徴収金を滞納しているもの
- (5) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (7) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (8) 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するも

のとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり交付する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する募集要項等をダウンロードすること。

(2) 期間

令和7年7月14日から同年9月1日午後5時まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和7年8月18日から同年9月1日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 時間

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（農林水産局総務農林部政策企画課）

電話 092-711-4841

福岡市公告第232号

福岡市公園条例（以下「条例」という。）第23条の4第1項本文の規定に基づき、花畑園芸公園について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市公園条例施行規則（以下「規則」という。）第20条の規定により次のように公告する。

令和7年7月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
花畑園芸公園	福岡市南区大字桧原及び柏原七丁目

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

(1) 条例第4条第1項に規定する行為の制限及び条例第6条に規定する利用の制限に関する業務

(2) 条例第8条に規定する利用の承認に関する業務

(3) 次に掲げる使用料の徴収に関する業務

ア 条例第 6 条の 2 に規定する使用料（条例第 4 条第 6 項の許可を受けた者に係るものを除く。）

イ 条例第 10 条に規定する使用料

(4) 条例第 21 条に規定する使用料等（前号に規定する使用料に限る。）の減免に関する業務

(5) 公園施設（都市公園法第 5 条第 1 項の許可に係るものを除く。）の維持及び修繕に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 利用時間

午前 9 時から午後 5 時まで（果実採取園は、午前 10 時から午後 4 時まで）

ただし、提案内容により、利用時間を延長することがある。

(2) 休園日

条例第 6 条の 3 及び規則第 5 条に定める休園日。ただし、提案内容により、休園日を変更することがある。

(3) 使用料の徴収

条例第 6 条の 2（条例第 4 条第 6 項の許可を受けた者に係るものを除く。）、条例第 10 条及び規則第 7 条に定める額を徴収すること。

(4) 使用料の納入の手續

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休園日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休園日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 使用料の減免の基準及び手續

条例第 21 条及び規則第 15 条に定める基準及び手續によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項に定めるところによること。

(7) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第 4 条及び第 6 条並びに規則第 2 条に定める要件によること。

(8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和 8 年度 109,856 千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

(9) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

- ア 施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であること。
- イ 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であること。
- ウ 施設の効用を十分発揮できる団体であること。
- エ 提案内容に見合った無理のない収支計画であり、かつ効率的な管理運営ができる団体であること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表とする共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 募集要項等公表の日から候補者決定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者
- (3) 募集要項等公表の日から候補者決定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当する者
- (4) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市町村税に係る徴収金を滞納しているもの
- (5) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (7) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (8) 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するも

のとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり交付する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する募集要項等をダウンロードすること。

(2) 期間

令和7年7月14日から同年9月1日午後5時まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和7年8月18日から同年9月1日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 時間

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（農林水産局総務農林部政策企画課）

電話 092-711-4841

博 多 区

福岡市博多区告示第8号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市博多区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和7年7月14日

福岡市博多区長 中 村 卓 也

住 所	氏 名	消除年月日
福岡市博多区西月隈六丁目2番8-1号	桃田 伸一郎	
福岡市博多区中呉服町2番17-1003号 ピュアドームエクサイト博多	片桐 日雅	

福岡市博多区中呉服町 3 番 29－403 号 グローリー呉服町	橋本 崇載	令和 7 年 6 月 18 日
福岡市博多区御供所町 2 番 50－1305 号 ピュアドームベイス博多	益本 良太	
福岡市博多区博多駅前二丁目 11 番 16 号 第 2 大西ビル 9 F	奥 泰栄	
福岡市博多区博多駅東一丁目 5 番 10－1004 号 朝日プラザ博多Ⅲターミナルスクエア	松尾 尚武	
福岡市博多区博多駅東三丁目 12 番 27－307 号 エンクレスト博多駅東Ⅱ	新垣 璃山	
福岡市博多区博多駅南二丁目 17 番 10 号 日之出ビル博多駅南 105 号	新田 哲也	
福岡市博多区博多駅南三丁目 17 番 22－601 号 ザ・クォータニティ バイ サヴォイ	井上 森策	
福岡市博多区博多駅南三丁目 22 番 2－901 号 クレアトール大西	真坂 啓太	
福岡市博多区博多駅南三丁目 22 番 13－102 号 ウィンズ博多駅南	佐藤 一洋	
福岡市博多区博多駅南五丁目 27 番 27－201 号 コンフォート・ベネフィス博多駅南Ⅱ	服部 和馬	
福岡市博多区竹下四丁目 10 番 3－303 号 ハニーコーポ竹下	江藤 亮矢	
福岡市博多区光丘町三丁目 1 番 12－1 号 住研ビル 2 F	松本 国雄	

南 区

福岡市南区告示第 2 号

住民基本台帳法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第 4 項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から 1 月間福岡市南区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和7年7月14日

福岡市南区長 内 藤 玲 子

住 所	氏 名	消除年月日
福岡市南区清水一丁目6番11-2号	奥野 圭太	令和7年5月28日
福岡市南区玉川町15番16号 光陽ビル301	後藤 栄士	
福岡市南区井尻二丁目36番40号 九州大学国際 交流会館402号	福田 優紀	
福岡市南区高宮一丁目5番7-301号 シャロム 高宮	元森 俊彰	
福岡市南区大池一丁目23番12号 エトワール大池 202号	阿部 徳治	